

就学援助申請書の記入について

就学援助を申請される保護者の皆様へ

【裏面の記入例も参照ください】

1. 「申請者（保護者）」および「委任状兼同意書」の氏名は、必ず保護者ご本人様が**自筆**でご記入ください。なお、「委任状兼同意書」欄は自署であっても**押印**が必要です。
2. 同じ学校に兄弟姉妹が通学している場合は、1枚の申請書にご記入ください。
兄弟姉妹が小学校と中学校の両方に通学されている場合は、それぞれの学校ごとに別々に申請してください。
3. 電話番号は、連絡のとりやすい電話番号（携帯電話番号など）を記載してください。
4. お子様の氏名の「ふりがな」と「生年月日」は、必ず記載してください。
5. 「家族構成」欄には、保護者様、申請対象のお子様を含め生計を一にする方（同居別居にかかわらず、生活費をともにする方）を全員記入してください。所得・税関係で審査する際、ここに書かれた方全員の所得情報が審査対象となります。（8名以上の場合は、裏面に記載欄があります。）勤務先、学校名も忘れずにご記入ください。また、「家族構成」欄に記入されていなくても、申請者と同一世帯の方、及び税の扶養関係にある方は審査の対象となります。
6. 「申請の理由」欄は、1から8の理由であてはまるものに○をつけて、該当の添付書類を付けてください。（具体的な理由は必要ありません。）
7. 「申請の理由」欄の「1 児童扶養手当を受給している世帯」の理由に該当の場合、児童扶養手当証書のコピーは、証書の有効期限が記載されている面と、証書番号や受給者氏名等の詳細が記載されている面の両方の写しを添付してください。
8. 「申請の理由」欄の「3 前年（令和5年）の所得税が非課税である世帯」について、住宅借入金等特別控除による非課税は含まれません。
9. 「申請の理由」欄の「9 その他」の理由に該当の場合は、具体的な申請理由を記載してください。
10. 兄弟姉妹が小学校と中学校の両方に通学されている場合等で申請書が複数になる場合、添付書類（児童扶養手当支給証書のコピー、令和5年分所得の源泉徴収票など）は小学校のお子様の申請書にだけ添付してください。（中学校のお子様の申請書が不要ということではありません。）この場合、中学校で添付書類が必要ないことが判断できるよう、申請書の家族構成欄の学校名は必ず記入してください。

なお、詳しいことやご不明な点は、お気軽に下記までお尋ねください。

事務担当：名張市教育委員会 教育総務室 TEL 0595-63-7873

記入例

就学援助を、必要書類を添付のうえ申請します。

※小中学校新1年生分は、入学後に申請していただきます。

4月からの新しい学年

学校名	〇〇小 (または中) 学校			児童生徒名等	氏名	なばり じろう) 名張 次郎 (平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日生)	新 3 年
住所	名張市 〇〇〇△△番町□□番地					(ふりがな:)	新 年
電話番号	〇〇-〇〇〇〇 ※携帯番号可					(平成 年 月 日生)	新 年
氏名	名張 花子					(ふりがな:)	新 年

氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名 (令和5年12月末現在)	
			氏名	続柄
1 名張 花子	本人	S.O.O.O	〇〇〇〇	
2 名張 太郎	子	H.O.O.O	〇〇中学校	上欄の保護者・児童生徒を含めて記入してください。
3 名張 次郎	子	H.O.O.O	〇〇小学校	
4 名張 三郎	子	H.O.O.O	〇〇幼稚園	
5				
6				添付書類を忘れずに!! 最新のを添付してください。(兄弟姉妹で小中学校両方出す場合は小学校の方のみに添付します。)
7				

申請理由 (右の欄の番号に○をしてください。)	添付書類 (必ず添付してください。)
1 児童扶養手当を受給している世帯	児童扶養手当証書のコピー
2 前年度(令和5年度)又は本年度(令和6年度)に市民税が非課税である世帯	市民税・県民税特別徴収税額の通知書(コピー可)又は市民税課税証明(コピー可)※令和5年1月1日に名張市に住民登録されており令和5年度非課税の方は不要です。
3 前年(令和5年)の所得税が非課税である世帯	令和5年中所得の源泉徴収票又は確定申告書の控え(いずれもコピー可)
4 前年度(令和5年度)又は本年度(令和6年度)に生活保護が停止又は廃止になった世帯	不要です。
5 前年度(令和5年度)に市民税、固定資産税、個人事業税、国民年金保険料又は国民健康保険税が減免又は免除されている世帯	市、税務署、社会保険事務所等の発行した減免又は免除決定のコピー
6 生活福祉資金の貸与を受けている世帯	貸付決定通知書のコピー
7 失業対策事業適格者手帳を有する又は公共職業安定所に登録した日雇労働者の世帯	手帳のコピー
8 前年の世帯の所得が、生活保護基準の1.2倍以内である世帯	・生計を一にする家族のうち、収入のある方全員の令和5年中所得の所得証明書類(源泉徴収票又は確定申告書の控え(いずれもコピー可))及び教育委員会が必要とする書類 ・「確認書」(ひとり親家庭で離別・未婚の方のみ)
9 その他(経済的に児童生徒の就学に支障のある世帯)この場合のみ下記に理由を記載してください。	
申請理由(上記の9に該当する場合は、具体的に記載してください。)	

※ 記入・押印を忘れずにお願いします。

委任状兼同意書

- この就学援助費のうち給食費に係る請求及び受領に係る事務を児童が通学する小学校の学校長に委任します。(年度内に市内で転校した場合は、転校先学校長に引き続き委任します。)
- 援助の審査に必要な場合に教育委員会が行う調査に同意します。
- 学校納付金(学年費、学級費等)に滞納がある場合は、教育委員会が就学援助費を学校長に委任することに同意します。

保護者 **名張 花子**

押印

印